

令和4年11月24日

まちづくり委員会資料

令和4年第5回定例会 専決処分の報告について

報告第20号

市長の専決事項の指定について第6項による専決処分
訴えの提起について

まちづくり局

報告 訴えの提起について

1 被告の氏名等

No.	区 分	被告の氏名	居住の開始	備 考
1	使用料滞納者	* * * *	平成19. 6. 2	○滞納月数・滞納額 11か月分・284,935円
2	使用料滞納者	* * * *	令和元. 5. 31	○滞納月数・滞納額 10か月分・235,000円
3	使用料滞納者	* * * *	平成27. 5. 1	○滞納月数・滞納額 9か月分・113,185円
4	使用料滞納者	* * * *	令和3. 2. 22	○滞納月数・滞納額 6か月分・108,832円
5	使用料滞納者	* * * *	平成10. 4. 16	○滞納月数・滞納額 28か月分・939,800円
6	不正入居者	* * * *	平成18. 6. 15	○不正入居となった日 令和3. 1. 23 ※承継資格なし
7	不正入居者	* * * *	平成5. 10. 1	○不正入居となった日 令和2. 11. 17 ※承継資格なし
8	不正入居者	* * * *	平成30. 11. 21	○不正入居となった日 令和3. 1. 6 ※承継資格なし ○滞納月数・滞納額 9か月分・241,028円

2 市営住宅の明渡を求める理由

- (1) 使用料滞納者
市営住宅の使用料を3月以上滞納し、本市の再三にわたる納付指導にも応じないため
- (2) 不正入居者
市営住宅を権原なく占有し、本市の再三にわたる退去要求にも応じないため

3 市営住宅の明渡手続の主な経過

対象者について、川崎市営住宅等明渡請求審査会に付議し、明渡請求を行う旨を決定した後、次のとおり請求した。

- (1) 使用料滞納者
市営住宅明渡請求予告通知書を送付し、所定の期限内に使用料を納付するよう求めたが、応じなかったため、市営住宅明渡請求書を送付して賃貸借契約を解除し、市営住宅を明渡すよう請求した。
- (2) 不正入居者
市営住宅明渡請求書を送付して賃貸借契約を解除し、市営住宅を明渡すよう請求した。

No.	明渡請求予告通知年月日	明渡請求通知年月日	明渡期限	訴え提起年月日
1	令和3. 10. 6	令和3. 12. 22	令和4. 3. 24	令和4. 10. 18
2	令和2. 6. 4	令和2. 12. 16	令和3. 3. 31	令和4. 10. 18
3	令和2. 11. 12	令和3. 2. 1	令和3. 3. 31	令和4. 10. 18
4	令和4. 2. 7	令和4. 4. 22	令和4. 8. 15	令和4. 10. 18
5	令和4. 1. 19	令和4. 3. 16	令和4. 6. 24	令和4. 10. 18
6	—	令和3. 12. 20	—	令和4. 10. 18
7	—	令和4. 1. 31	—	令和4. 10. 18
8	—	令和3. 12. 20	—	令和4. 10. 18

※ 訴え提起件数 (参考)

令和元年度 9件、令和2年度 3件、令和3年度 9件